

令和7年度 町内会活動支援事業補助金

～ 地域の活性化や課題解決のための幅広い活動を支援します ～

《事業概要》

1 補助対象団体

福岡市内にある以下のいずれかに該当する団体とします。

- (1) 自治会・町内会
- (2) 認可地縁団体（地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に基づく認可を受けている団体）

2 補助対象事業

補助対象団体が実施する事業のうち、住民に周知して実施する事業とします。

※自治会・町内会の会員のみを対象とする事業の周知は、会員のみでも構いません。

① 活動や運営についての情報を発信する事業

例 広報紙の作成・配布、ホームページ・ブログの作成、SNS での情報発信 など

② 地域防災力の向上に資する事業

例 防災訓練、避難行動要支援者の避難支援計画の作成、避難支援訓練 など

③ 安全・安心な地域づくりに資する事業

例 防犯パトロール、登下校時の見守り など

④ 未加入者への加入促進に資する事業

例 未加入者や転入者への加入案内チラシやグッズの作成・配布 など

⑤ 住民同士の交流促進に資する事業

例 夏祭り、餅つき会、地域カフェ、三世代交流イベント など

⑥ その他、地域の活性化や課題解決につながる事業

例 高齢者等の見守り、敬老会、子育て交流サロン、一人一花運動 など

※「市の他の補助金の交付や現物支給の対象となる事業」、「資機材や物資の購入だけで目的を達成できる事業」などは、対象外となります。

3 補助率、補助金額

- (1) 補助金の交付を申請できるのは、**1 年度につき、1 事業**で、補助率、補助金額は、表 1 のとおりとします。

表 1	補助率	1 団体の限度額	2 団体合同の限度額	3 団体以上合同の限度額
	2 分の 1 以内	50,000 円	100,000 円	150,000 円

- (2) 以下に該当する場合は、表 2 のとおりとします。なお、補助金の交付申請ができるのは、**年度に関わらず各 1 回のみ**とします。

- ①「活動や運営についての情報を発信する事業」のうち、**地域活動に関心の低い住民が活動に関心を持つよう、内容や手法に工夫を凝らしたもの**
- ②「地域防災力の向上に資する事業」のうち、**これまでに実施したことのない、新たな取り組みが含まれているもの**

表 2	補助率	1 団体の限度額	2 団体合同の限度額	3 団体以上合同の限度額
	5 分の 4 以内	100,000 円	200,000 円	300,000 円

※事業の実施に伴い収入がある場合、補助金額に影響が生じることがあります。

※申請方法は、裏面に記載しています。

※予算に限りがありますので、事前に各区地域支援課にご相談ください。

補助金申請の事務手続き

① 補助金の申請

補助金の交付を希望する団体は、補助金交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第1号の1）及び事業収支計画書（様式第1号の2）を作成し、当該団体の規約、役員名簿、前年度分の決算書を添付して、各区役所地域支援課に提出してください。

② 補助金の交付決定

各団体から提出された申請書等を基に、各区役所において、事業計画書等の内容を審査します。審査結果については、各区役所地域支援課から各団体に文書で通知します。

③ 実績報告

事業が完了したら、各団体は、速やかに実績報告書（様式第4号）、事業実施状況報告書（様式第4号の1）、事業収支計算書（様式第4号の2）を作成し、事業の経過又は成果を証する書類等を添付して、各区役所地域支援課に提出してください。

④ 補助金額の確定・交付

各団体から提出された実績報告書等を基に、各区役所において、交付すべき補助金の額を決定し、各区役所地域支援課から各団体に通知します。その後、各団体からの請求に基づき、各団体の口座に振り込みます。

※ 各種様式は、各区役所地域支援課でお渡しします。福岡市役所のホームページからも下記の方法でダウンロードできます。

【[ホーム](#) > [地域の活動・NPO・ボランティア](#) > [福岡市のさまざまな地域支援施策\(施策一覧・主な施策\)](#) > [町内会活動支援事業のご案内](#)】（または、ホームで [町内会活動支援](#) と入力して [検索](#) 

補助金の交付対象経費		補助金の交付対象とならない経費
項目	内容	
講師等への謝礼	講師など外部の専門家に対する謝礼	①人件費（団体役員等の役職に対する手当） ②団体の経常的な運営費（事務室の賃借料、コピー機のリース料等） ③活動内容自体の委託費（事業の事務、企画、運営などの活動の中心となる部分の委託） ④食糧費（スタッフの打ち上げ・懇親会等） ※酒類代を除く事業実施のため必要な、昼食代、弁当代、茶菓代は次の範囲で補助対象。 ・昼食代・弁当代 1人 1,500 円以内 ・茶菓代 1人 200 円以内 ⑤その他、区長が適当でないと認める経費
スタッフ謝礼	事業を運営するスタッフへの謝礼	
交通費	事業を実施するために必要な交通費	
委託経費	会場の設営など、事業の一部を他に委託するための費用	
会議等の経費	資料コピー・印刷代、会議用茶菓代（※）等 （※限度額：弁当代 1人 1,500 円以内、茶菓代 1人 200 円以内）	
備品等の購入費	事業の実施に必要な備品、消耗品等の購入費 ※加入案内グッズは 500 円以内	
借上げ等の費用	会場借上料、車両・機器等の賃借料	
郵便等の経費	郵便代、宅配便代	

◎申請書提出、制度についてのお問い合わせ先

東区役所	地域支援課	（電話 645-1041）
博多区役所	地域支援課	（電話 419-1048）
中央区役所	地域支援課	（電話 718-1062～3）
南区役所	地域支援課	（電話 559-5071～5、8、9）
城南区役所	地域支援課	（電話 833-4062～4）
早良区役所	地域支援課	（電話 833-4416）
西区役所	地域支援課	（電話 895-7036）